＜一般会計＞

３　地域振興部

１　清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
生活環境改善関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
生活環境改善推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
喫煙所設置対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
客引き行為等の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・117

２　中小企業や商工業の活性化を支援します・・・・・・119
商工融資事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
融資預託金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
利子補給金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
信用保証料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
経営相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
融資事務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
小規模事業者緊急経営支援事業・・・・・・・・・・・・・122
商工関係団体等支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・123
中小企業等経営支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123

３　区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます・・・・・・・・・124
東京２０２０大会関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・125

４　豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます・・・・・・・・・128
障害者アート世界展２０２０・・・・・・・・・・・・・・129
文化財保護事業運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
企画展・特別展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
文化財調査・研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
文化財保護一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130

５　地域力の向上を支援します・・・・・・・・・・・・・・・132
地域コミュニティ醸成支援・・・・・・・・・・・・・・・・133

1 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

【ちよだみらいプロジェクト：施策の目標 4】

区民や事業者、千代田区を訪れる人など、すべての人々の主体的な取組みを通じて、清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます。

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げためざすべき 10 年後の姿

- 路上喫煙や路上障害物、ごみがないすっきりとしたまちが実現できている。
- 身近な地域での喫煙場所が整備され、喫煙者と非喫煙者の共生が進んでいる。
- 客引き行為等がなく、安全で安心なまちのイメージが定着している。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業（掲載ページ）	新規 拡充 独自	３予算額	２予算額	増(△)減額
生活環境改善推進					
	生活環境改善推進（Ｐ117）	独自	42,307	41,532	775
	ちよだ安全・安心ネットワークの推進		149,424	148,424	1,000
公共の場所（道路、公園等）における喫煙対策					
	喫煙所設置対策（Ｐ117）	拡充 独自	363,582	351,058	12,524
客引き防止対策の推進					
	客引き行為等の防止対策（Ｐ117）	独自	45,300	52,294	△ 6,994

▶安全生活課

		令和３年度予算額 （前年度予算額）
拡充 独自	**生活環境改善関連事業**	**451,189** 千円※ （ **444,884** 千円）
	1 生活環境改善推進	**42,307** 千円
拡充	**2 喫煙所設置対策**	**363,582** 千円
	3 客引き行為等の防止対策	**45,300** 千円

※の額は、１～３の合計

東京 2020 大会に向けて、喫煙対策や客引き行為などの防止に積極的に取り組みます。

１　生活環境改善推進

区では、全国に先駆けて路上喫煙禁止を定めた生活環境条例に基づき、区民の方々や地域の企業、学校、警察などの関係機関とともに、月 1～2 回の「合同パトロール」や年 2 回の「一斉清掃の日」などを実施しています。さらに、職員による路上喫煙者の指導・取締りや、道路上の置き看板・商品陳列などの路上放置物に対する是正指導を行い、まちの環境美化に努めています。

令和３年度は、引き続き、東京 2020 大会に向けて、来街者に分かりやすい条例の周知と徹底に努めていきます。

２　喫煙所設置対策

区では、喫煙所整備に多角的に取り組むため、民間事業者がビルの空き店舗などを活用し、誰もが利用できる屋内喫煙所を設置する場合に、その工事費用と維持管理費用の助成を行っています。しかし、千代田区では、高額な賃料・地価といった都心区ならではの地域特性が、喫煙所を運営する事業者の大きな負担となっている現状があります。

そこで令和３年度は、喫煙所を運営する事業者の負担軽減を図るため、維持管理経費のうち賃料・賃料相当額の助成率及び助成限度額を引き上げます。また、新たな喫煙所の形態に対応するため、従来の屋内喫煙所に加え、コンテナ型の喫煙所を助成対象に追加することで、喫煙所の整備を加速化させます。

今後も、「ちよだみらいプロジェクトー千代田区第三次基本計画 2015ー」に掲げた「めざすべき 10 年後の姿」である喫煙所設置数 100 か所の実現に向けて、喫煙所整備を進め、喫煙者と非喫煙者が共生でき、一層安全で快適に暮らせるまちの実現をめざします。

POINT　喫煙所助成の拡充内容

		令和３年度	令和２年度
助成対象		屋内喫煙所 コンテナ型喫煙所	屋内喫煙所
維持管理経費助成	助成率	賃料・賃料相当額：10／10 上記以外：8／10	一律 8／10
	助成限度額	月額 22 万円 （年間 264 万円）	月額 20 万円 （年間 240 万円）

３　客引き行為等の防止対策

駅周辺の繁華街など一部の地域で客引き行為などが目立ち、通行の妨げやまちのイメージの低下など様々な悪影響が生じています。そこで、区は独自に客引き防止条例を定め、安全で快適なまちの実現に取り組んでいます。

特に重点的に取り組む必要のある地域については、「客引き行為等防止重点地区」に指定し、地域の推進団体の活動を支援しています。重点地区には、神田駅周辺及び秋葉原東部地域を指定し、それぞれの地域団体「粋な神田」、「秋葉原イースト」とともに、地域ルールに基づいたパトロール等の活動をしています。

令和２年度は、新たに外神田地域を重点地区に指定し、地域団体である「アキバ21」とパトロール等を行っています。

また、地域の活動を支援するため、重点地区において、民間警備員による巡回パトロールを実施し、より実効性を高めています。

今後も継続して、客引き行為等に対するまちの強い姿勢を示すための気運醸成を図り、重点地区の拡大について地域と協議を行っていきます。

2 中小企業や商工業の活性化を支援します

【ちよだみらいプロジェクト：施策の目標 10】

中小企業の経営安定化への支援や、起業支援を行うとともに、商工業の活性化に向けた自主的な取組みを支援します。

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げためざすべき 10 年後の姿

- 起業しやすいまちとして活力に満ちあふれている。
- 異業種交流や情報交換の場が充実し、努力する中小企業が事業展開しやすいまちとなっている。
- 商工関係団体等の精力的な取組みにより、まちが国内外の来街者で賑わっている。
- 区内中小企業の経営が安定し、産業が活性化している。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業（掲載ページ）	新規 拡充 独自	３予算額	２予算額	増(△)減額
起業支援の充実／中小ビルの活性化／商工融資・経営相談					
	商工融資事業（P120）	拡充	1,220,724	1,130,176	90,548
	中小企業等経営支援（P123）	拡充 独自	8,987	7,716	1,271
	小規模事業者緊急経営支援事業（P122）	新規 独自	46,000	0	46,000
新たなビジネス展開等への支援					
	産業財産権取得支援事業		6,000	6,000	0
商工関係団体への支援					
	商工関係団体等支援事業（P123）	拡充 独自	99,893	96,883	3,010

▶商工観光課

		令和３年度予算額 （前年度予算額）
拡充	商工融資事業	1,220,724 千円 （ 1,130,176 千円）
	融資預託金	1,000,000 千円
拡充・独自	利子補給金	109,110 千円
拡充・独自	信用保証料	82,195 千円
拡充・独自	経営相談	13,302 千円
拡充	融資事務費	16,117 千円

区内中小企業の振興を図るため、中小企業者の事業経営を資金面から支援することを目的に商工融資あっせん制度を設けています。この制度は、指定金融機関に一定の資金を「預託」し、指定金融機関はこの資金を基に、区の定める条件の範囲内で低利で融資を行うようにするものです。区が利子の一部を補給することで、事業者はさらに低利で融資を利用でき、代表者が区民の場合は信用保証料の補助も行っています。

新型コロナウイルス感染拡大により経営に悪影響を受けている事業者向けに、令和元年度には「緊急経営支援特別資金」を新設し、さらに深刻な影響を受けている小規模事業者向けに、令和２年度から長期かつ低利で利用できる「小規模企業支援特別資金」を追加で設け、事業者支援を行っています。

令和３年度は、「緊急経営支援特別資金」及び「小規模企業支援特別資金」による支援を継続するとともに、「緊急経営支援特別資金」を利用した小規模事業者向けに「新型コロナウイルス感染症対応借換資金」を新設し、一層の支援を行います。併せて、小規模企業支援特別資金利用者に向けて、毎年１回、中小企業診断士による経営診断を行うことで経営改善をサポートし、事業の継続及び成長を支援していきます。また、令和２年度から強化している中小企業診断士による相談窓口を引き続き設置することで、新型コロナウイルス感染拡大により困難を強いられている区内中小企業を支えていきます。

POINT　経営相談の内容は？

令和２年度に開始した小規模企業支援特別資金利用者に向けて、貸付後、概ね１年経過した頃から返済完了まで毎年１回、中小企業診断士が直接事業所を訪問して、経営者の方にお話を伺います。事業所の状況を見たうえで経営診断を行い、経営改善に向けたアドバイスをすることで、事業の継続や成長に役立てていただくものです。

POINT　新型コロナウイルス感染症対応借換資金の内容

前年度までに利用した「緊急経営支援特別資金」を借り換えることを条件に、従業員数が 20 名（卸売、小売、サービス業の場合は５名）以下の小規模事業者が次の条件で利用できます。

【融資条件】

	代表者区分	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間（据置）	信用保証料
責任共有制度対象	区民	**1,500**万円	2.0%以下	2.0%	**なし**	**５年以内（なし）**	**全額補助**
	一般			1.0%	1.0%以下		
責任共有制度対象外	区民		1.8%以下	1.8%	**なし**		**全額補助**
	一般			0.8%	1.0%以下		
責任共有制度対象	区民	**1,500**万円	2.2%以下	1.9%	**0.3%以下**	**５年超～10年（なし）**	**全額補助**
	一般			0.9%	1.3%以下		
責任共有制度対象外	区民		2.0%以下	1.7%	**0.3%以下**		**全額補助**
	一般			0.7%	1.3%以下		

※責任共有制度：信用保証協会が８割、融資を行う金融機関が２割の割合で、保証協会と金融機関が両者で融資についての責任を共有する制度

POINT　新型コロナウイルス感染症対応のための２資金の内容

○緊急経営支援特別資金

申込月の前月又は前々月の売上と前年同月（前年同月が既に新型コロナウイルス感染症の拡大で事業活動に悪影響を受けている場合は、前々年の同月）の売上を比較して 3%以上減少している場合又は有効期限内のセーフティネット保証第４号、第５号等の認定がある場合、この資金が利用できます。

※セーフティネット保証：国が定めた条件に合致した中小企業者に対し、信用保証協会の保証限度額を一般保証枠とは別枠で設けるもの

【融資条件】

	代表者区分	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間（据置）	信用保証料
責任共有制度対象	区民	**1,000**万円	2.0%以下	1.7%	0.3%以下	**５年以内（12月以内）**	**全額補助**
	一般			0.7%	1.3%以下		
責任共有制度対象外	区民		1.8%以下	1.5%	0.3%以下		**全額補助**
	一般			0.5%	1.3%以下		

○小規模企業支援特別資金

従業員数が 20 名（卸売、小売、サービス業の場合は５名）以下の小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の拡大で事業活動に悪影響を受けている方が利用できます。

【融資条件】

	代表者区分	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間（据置）	信用保証料
責任共有制度対象	区民	**1,000**万円	2.0%以下	2.0%	**なし**	**７年以内（24月以内）**	**全額補助**
	一般			1.0%	1.0%以下		
責任共有制度対象外	区民		1.8%以下	1.8%	**なし**		**全額補助**
	一般			0.8%	1.0%以下		

▶商工観光課

令和３年度予算額 （前年度予算額）
46,000 千円 （ ― 千円）

新規 独自　小規模事業者緊急経営支援事業

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、区内中小企業の多くは売上高減少など事業活動が低迷しています。

一方、早期に感染拡大が収束する見通しが立たない中、新しい生活様式に対応したウィズコロナ・アフターコロナを見据えた事業展開が求められ、従前のビジネスモデルを展開するだけでなく、企業自身が〝新たなことに挑戦（チャレンジ）〟し、〝事業改革（チェンジ）〟しなければ激しい競争に生き残ることは困難な状況となっています。

そこで、令和３年度限りの時限事業として、商工融資事業で実施している中小企業診断士による経営相談を通じて発見した経営課題に対する新たな取組みへの補助制度を新設することにより、区内小規模事業者のチャレンジ・チェンジを支援し、区内商工業の活性化を図ります。

（１）補助対象者

区内に本店登記している従業員数が 20 名（卸売、小売、サービス業の場合は５名）以下の小規模事業者で、申請に際して区が実施する中小企業診断士による経営相談（事前予約制）での助言を受けた方

（２）補助限度額・補助率

30 万円・９／10

（３）対象経費

区が実施する中小企業診断士による経営相談での助言を通じて発見した、課題解決の新たな取組みに係る経費

POINT　課題解決への効果的な支援策

対象経費に対して単なる補助金を支給する制度ではなく、中小企業診断士による経営相談によって、経営課題を明確にした上でその課題解決に資する経費を補助対象経費と位置付けている点が特徴です。

業種・業態によって多岐にわたる経営課題の解決に活用できるよう対象経費の範囲を広範なものとしています。

（例）Ｗｅｂ会議・テレワーク導入に関する機器やこれらを活用する人材育成に関する経費、各種認証取得に関する経費など

令和３年度予算額
（前年度予算額）

商工関係団体等支援事業

99,893 千円

拡充・独自 ▶商工観光課 （ 96,883 千円）

区では、区内商工業の活性化や街のにぎわい創出を図るため、商店街などの区内商工関係団体が主体的に行うイベントなどの取組みを支援しています。

新型コロナウイルス感染拡大による影響で区内の商工業は厳しい経済状況下にあり、商工関係団体等への支援が求められています。

このような状況を踏まえ、令和２年度に同業種団体のイベント事業の補助限度額を 150 万円から 400 万円へ引き上げました。

令和３年度は、引き続き商工関係団体等のイベント事業を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症対策やキャッシュレス対応を補助対象事業に加え、街の活性化をめざす取組みをより一層支援していきます。

▲同業種団体のイベント「神田古本まつり」

中小企業等経営支援

8,987 千円

拡充・独自 ▶商工観光課 （ 7,716 千円）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、大きく売上げが落ち込む区内飲食店を支援するため、令和２年６月から、中小企業診断士が直接店舗に訪問し、経営相談やテイクアウト・デリバリー実施店舗を紹介するウェブサイトへの登録支援等を行う「飲食店訪問サポート事業」を実施しています。

令和３年度は、飲食店をはじめとする区内中小企業へのウィズコロナ・アフターコロナに対応した支援を継続し、区内商工業の活性化を図ります。

3 区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます【ちよだみらいプロジェクト：施策の目標 28】

誰もが生涯を通じて多様な学習・スポーツ活動を行うことができるよう、仕組みづくりと人材育成を進めます。

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げためざすべき 10 年後の姿

- 区民一人ひとりが、多様な学習活動の機会を得て交流を深め、生涯にわたって学びを深めることができ、その成果を活かすことのできる生涯学習社会となっている。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、スポーツへの関心が高まり、区民がスポーツ・運動を通じて、様々な人たちと交流し、健康で生き生きと生活している。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み 主な事業（掲載ページ）	新規拡充独自	３予算額	２予算額	増(△)減額
（仮称）生涯学習大学の創設				
ちよだ生涯学習カレッジ	独自	22,139	23,451	△ 1,312
講座・講習会の充実／人材育成・派遣制度の充実				
九段生涯学習館（指定管理料）		89,920	89,920	0
人材育成・派遣制度の充実				
スポーツ推進委員活動		4,579	4,781	△ 202
区立図書館サービスの充実				
（仮称）四番町公共施設整備（再掲）（Ｐ44）		133,596	361,300	△ 227,704
図書館・図書文化館事業運営		993,681	945,266	48,415
その他				
東京２０２０大会関連事業（Ｐ125）		111,085	113,262	△ 2,177
外濠公園総合グラウンド整備（Ｐ152）		12,000	3,630	8,370

▶生涯学習・スポーツ課
（オリンピック・パラリンピック担当課長）

令和３年度予算額 （前年度予算額）
111,085 千円 （ 113,262 千円）

東京２０２０大会関連事業

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、令和３年夏に延期となった東京 2020 大会に向け、気運醸成事業を継続していくとともに、大会期間中は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都などと連携し、東京 2020 大会を盛り上げるための事業を実施します。事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を行い、参加者の安全・安心を確保します。

１　東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業

（１）Let’s2020

これまで区は、学校をはじめ、地域などのイベントにオリンピアン、パラリンピアンなどのアスリートを招き、競技体験やトークショーなどを行う事業「Let’s2020」を実施してきました。東京 2020 大会に向け、この取組みを継続し、スポーツセンターを会場として、アスリートとのふれあいやオリンピック・パラリンピック競技を体験できるスポーツイベントを開催し、大会への気運を高めていきます。

▲スポーツイベントのイメージ

（２）東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業補助金

区内に所在する団体などが区内で開催するスポーツイベントなどの事業費の一部を助成する補助制度を、東京 2020 大会終了まで引き続き実施します（事業費の３／４（限度額 100 万円））。

▲補助対象事業の様子

2　東京 2020 大会期間中イベント

東京 2020 大会の期間中には、区民をはじめ、区を訪れる多くの観戦客や観光客などに大会を楽しんでもらえる取組みを進めていきます。

（1）聖火リレー関連事業

オリンピック聖火リレーは令和３年７月 20 日（火）に、パラリンピック聖火リレーは８月 21 日（土）に区内を通過する予定です。

聖火リレーを安全かつ円滑に実施できるよう、東京都などと連携するとともに、ボランティアの協力を受け、ルート沿道の観覧者の整理などを行います。

また、聖火リレーの中継地点において、聖火を迎えるセレモニーを行うなど、聖火リレーを盛り上げていきます。

※パラリンピック聖火リレーのルートは、令和３年春に公表される予定です。

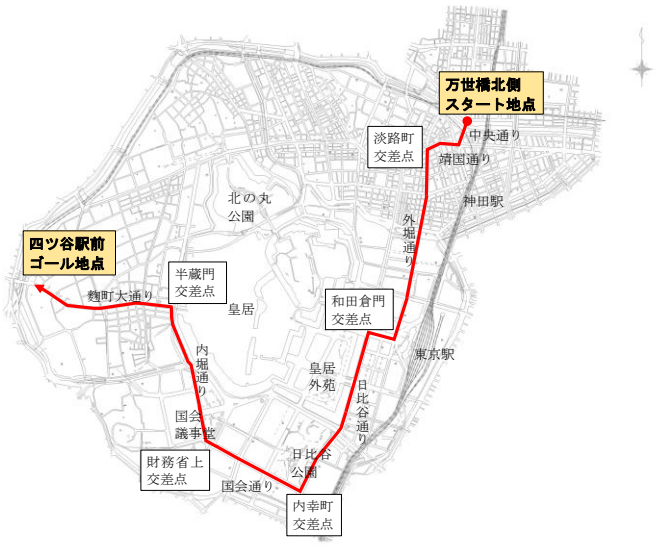

▲オリンピック聖火リレー
区内ルート

（2）コミュニティライブサイト

大会期間中、大型スクリーンによる競技の生中継により、来場者が競技観戦を楽しみ、他の来場者と感動と興奮を共有できる機会を提供する、コミュニティライブサイトを区内２か所で実施します。

競技中継のほか、競技体験スペース、大会や区に関する展示ブースを設置するなど、一体的な盛り上げを行います。

▲コミュニティライブサイト
（競技中継）のイメージ

3　大会を振り返るパンフレットの作成

東京 2020 大会閉会後、大会招致決定以後に区で行ってきた大会に向けた準備やイベント、大会期間中の区内競技会場周辺やまちの様子などを千代田区の視点で振り返るパンフレットを作成します。

POINT　区内開催競技・東京 2020 大会関連事業の概要

Ｑ　延期後の東京 2020 大会の大会日程について教えてください。

Ａ　大会日程は次のとおりです。

オリンピック：令和３年７月 23 日（金・祝）～８月８日（日）の 17 日間

パラリンピック：令和３年８月 24 日（火）～９月５日（日）の 13 日間

Ｑ　区内で開催される競技は何ですか。

Ａ　区内では、次の競技が行われます。

【オリンピック】

競技名	日程	会場
柔道	７／24～７／31	日本武道館
空手	８／5～８／7	
ウエイトリフティング	７／24～７／28	東京国際フォーラム
	7／31～８／4	

【パラリンピック】

競技名	日程	会場
柔道	８／27～８／29	日本武道館
パワーリフティング	８／26～８／30	東京国際フォーラム
マラソン	９／５	区内公道（約 9.5km）

Ｑ　東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業補助金はどのような事業で活用することができますか。

Ａ　区内の事業者や団体（町会、商店会、ＰＴＡ等）が区内で開催する大会気運の盛り上げにつながる事業で、広く区民の方が参加できるものが対象です。

内容はスポーツに限らず、文化・芸術的な活動も対象としています（営利・宗教目的の事業などは対象外）。

Ｑ　コミュニティライブサイトはどこで行われるのですか。

Ａ　東京 2020 オフィシャルパートナーの協力の下、次の２会場で行います。

会場	協力
パレスサイドビル（一ツ橋一丁目１番１号）	株式会社毎日新聞社
ＪＰタワー「ＫＩＴＴＥ」（丸の内二丁目７番２号）	日本郵便株式会社

そのほか、区内では、大会期間中、東京都主催のパブリックビューイング（競技中継）が都立日比谷公園で実施されます。

4 豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます【ちよだみらいプロジェクト：施策の目標 29】

本区の持つ豊かな歴史や文化資源、文化・芸術活動について、誰もが気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます。

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げためざすべき 10 年後の姿

- 豊かな文化資源を広く紹介できるよう、標柱・説明板等のデザインが刷新され、ＩＣＴ技術の活用により、内外からの来街者にわかりやすいものになっている。
- 文化芸術の鑑賞や創作への区民参加、文化芸術活動が促進され、区民生活に潤いがもたらされている。
- 図書館サービスが一層充実され、千代田ゲートウェイ（知識の入口）・知の拠点として、活用されている。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業（掲載ページ）	新規拡充独自	３予算額	２予算額	増(△)減額
文化資源の見える化の展開／文化財の活用に向けた適切な保存・管理					
	文化財保護事業運営（Ｐ130）		219,548	134,380	85,168
文化芸術の秋フェスティバルや文化芸術鑑賞事業の展開					
	文化芸術鑑賞事業	独自	10,815	27,593	△ 16,778
	文化芸術の秋フェスティバル		9,518	9,814	△ 296
	障害者アート世界展２０２０（P129）	独自	80,000	87,000	△ 7,000
	ちよだアートスクエア		13,422	13,743	△ 321
区立図書館サービスの充実					
	（仮称）四番町公共施設整備（再掲）（Ｐ44）		133,596	361,300	△ 227,704
	図書館・図書文化館事業運営（再掲）		993,681	945,266	48,415

▶文化振興課

令和３年度予算額 （前年度予算額）
80,000 千円 （ 87,000 千円）

独自　障害者アート世界展２０２０

区では障害者アート支援事業として、アーツ千代田 3331 において、芸術の全国公募展である「ポコラート全国公募展」を９回実施してきました。

10 回目にあたる今回は、これまで日本国内からの応募作品による公募展として開催してきたものを、区内大使館等とも連携しながら、文化の祭典として広く国外からの作品も集結し、国内外の文化交流を促す「障害者アート（ポコラート）世界展 2020」へと発展させ、延期された東京 2020 大会に合わせて開催します。

「障害者アート（ポコラート）世界展 2020」では、令和元年度及び令和２年度に選定等を行った国内外の障害者アーティストなどによる芸術作品を展示するとともに、トークショーやガイドツアー等のイベントの開催を予定しています。

１　期　間　　令和３年７月 16 日（金）～９月５日（日）
２　会　場　　アーツ千代田 3331（外神田６丁目 11 番 14 号）
・アート展示会場　… １階メインギャラリー
・イベント会場　… コミュニティスペースほか

POINT　ポコラートとは？

「ポコラート（POCORART）」とは Place of “Core+Relation ART” の略称であり、障害の有無に関わらず自由な表現の場を生み出すべく、スタートした芸術の全国公募展です。

初回は障害のある人たちの公募展として行われましたが、第２回から、障害の有無に関わらず一人のアーティストとして、様々な表現を受け入れる公募展として発展してきました。令和元年度開催の第 9 回ポコラート全国公募展では、全国から 1,000 点以上の作品が集まりました。

▲ポコラート全国公募展 vol.9

▶文化振興課（文化財担当課長）

	令和３年度予算額 （前年度予算額）
文化財保護事業運営	**219,548** 千円 （ **134,380** 千円）
企画展・特別展	**16,376** 千円
文化財調査・研究	**85,472** 千円
文化財保護一般	**117,700** 千円

区には、歴史的、文化的に貴重な文化資源が数多く継承されています。

これらの資料の積極的な活用を図り、区民はもとより、区を訪れる方々がこれらの文化資源などについて触れる機会を増やし、一人でも多くの方に地域の歴史と文化へ関心を持ってもらうことが重要です。

そのため、区では、区民からの受贈などにより収集した歴史民俗資料・美術資料や、開発などに伴い調査をした考古資料などについて、分類・登録作業を進めるとともに、展示及び講座（文化財講演会・地域の歴史を知る講座・子ども体験教室・史跡めぐり）の実施、刊行物（文化財研究紀要・文化財ニュース）の発行など、教育・普及活動も行っています。

令和３年度は、感染症対策を講じた展示会・講座の開催や収蔵文化財の調査・研究、展示・収蔵環境の改善、その他文化財保護に係る諸施策を充実させていきます。

１　企画展・特別展

東京 2020 大会の開催に合わせ延期した「（仮称）浮世絵をうる・つくる・みる－紀伊国屋三谷家コレクションより－」を開催します。

今や“Ukiyo-e”として海外でも人気の高い浮世絵を展示し、東京 2020 大会での訪日外国人旅行者をはじめ区内外の多くの方々に、区が所蔵する日本美術の魅力を発信することで、文化財への理解を促進し、活用を図っていきます。

本展では、神田の代表的な商家・三谷家に伝来する質・量ともに豊かな浮世絵コレクション（区指定文化財・寄託資料）を展示し、江戸文化の華として発展した浮世絵が、当時の最大メディアとしていかに多様な機能を持ち、幅広い層の人々から親しまれていたのかを紹介します。

POINT　**千代田区が誇る美術資料・三谷家浮世絵コレクション（区指定文化財）を公開する特別展を開催します**

〇開催期間
　令和３年７月 17 日（土）～９月 19 日（日）
　（休館日及び展示入替日を除く）
〇展示会場
　日比谷図書文化館　特別展示室（日比谷公園１番４号）

▲　月岡芳年　「四條納涼」

〇事業主体
　千代田区
〇展覧会の見どころ
　彫摺・保存ともに状態のすばらしい幕末明治の浮世絵版画を中心に、貴重な下絵類、屏風、掛軸など多彩な資料を公開します。三谷家コレクションの中には、歌川派の重鎮・三代豊国や国芳の肉筆による下絵類も多数含まれており、浮世絵制作の裏側を垣間見られる非常に稀有な資料群となっています。

２　文化財調査・研究
（１）国指定史跡常盤橋門跡常磐橋復旧工事に伴う文化財修理報告書の作成及び文化財展示
　令和３年度は、工事完了に伴い、歴史的価値を有する橋梁の修理工事の内容を後世に伝えるため、工事報告書を作成します。また、常盤橋公園内に仮設展示施設を設け、修理時に発見された建築部材等を見学できるようにし、区民をはじめ多くの方々に文化財に触れる機会を提供します。
（２）地域計画の策定に向けた準備
　令和元年度の文化財保護法などの改正を踏まえ、文化財等の資源の顕在化と利活用を推進するため、令和３年度は、地域計画の策定に向けた文化財総合調査等を実施し、区における文化財の計画的な保存・活用を推進します。

３　文化財保護一般
（１）展示・収蔵環境の改善
　区で収蔵する指定文化財などを積極的に展示するため、施設の環境改善に向けた調査を行うとともに、貴重な文化財を展示できるよう、密閉式展示ケースを整備するなど、文化財の適切な保存・活用をめざし、展示環境を整えます。
（２）収蔵資料システムの公開
　文化財を適切に保存・管理するために収蔵整理システムを導入し、令和２年度は、指定文化財について文化財台帳のデータベース化を行いました。
　令和３年度は、引き続きその他の収蔵資料についてもデータベース化を進め、公開・活用に取り組みます。

▲　収蔵資料システム
　河鍋暁斎筆「舞楽蘭陵王図幕絵（区指定文化財）」の紹介ページ

5 地域力の向上を支援します

【ちよだみらいプロジェクト：施策の目標 30】

地域の絆を大切にし、いざという時に助けあえる環境を整備するため、町会、個々の在住区民、昼間区民など多様な主体の活動や連携を支援します。

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げためざすべき 10 年後の姿

- 地域に住み、働き、学び、集う全ての人や団体が、「住みやすいまち、居心地のよいまち」をつくるという共通目標に向かって相互に連携・協働し、主体的な活動が行われている。
- 町会、大学、企業などの交流が活発化し、地域の絆がより強まっている。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み 主な事業（掲載ページ）	新規 拡充 独自	３予算額	２予算額	増(△)減額
様々な活動主体の連携、協働への支援／個人としての地域活動への参加支援				
地域コミュニティ醸成支援（Ｐ133）	拡充	7,995	5,156	2,839
町会・連合町会への支援				
町会・連合町会補助金		62,703	62,084	619
昼間区民との連携				
大学等との連携		9,564	9,754	△ 190
出張所・区民会館の整備				
（仮称）四番町公共施設整備（再掲）（Ｐ44）		133,596	361,300	△ 227,704

▶コミュニティ総務課

令和３年度予算額 （前年度予算額）
7,995 千円 （ 5,156 千円）

拡充　地域コミュニティ醸成支援

千代田区の人口は、マンション居住者を中心に増加しており、現在では約９割の区民がマンション等の共同住宅に居住しています。このような状況において、地域やマンション内のコミュニティの希薄化、町会構成員の高齢化・固定化等の課題を抱えています。さらに、現状では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、祭り、イベント等の交流の場となる活動が開催できず、地域のつながりの難しさ、活動の停滞が懸念されています。

こうした中、地域に住み、働き、学び、集う全ての人や団体が、「住みやすいまち、居心地の良いまち」をつくるという共通目標に向かって相互に連携・協働し、地域課題の解決に向けて主体的に活動できる環境を整えることが必要です。

そこで、令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大による地域への影響を踏まえ、地域の状況やニーズを把握し、地域コミュニティの現状・課題を分析します。そのうえで、地域活動に関する相談・支援体制を充実させるとともに、マンションコミュニティの活性化支援、地域と区内活動団体との交流を促進することで、ウィズコロナ・アフターコロナにおける地域コミュニティの活性化を図っていきます。

POINT　具体的にどのような取組みを行うのですか？

以下の５つの取組みを重点的に行い、その成果を区全体で共有することにより、地域コミュニティの活性化につなげていきます。

（１）地域コミュニティの現状・課題の分析

①現状や課題、ニーズについてのアンケート調査の実施

②意見交換会の実施

（２）地域活動に関する相談・支援

（１）で把握した課題等の解決方法の相談・支援を行います。

（３）地域の課題解決への支援

地域の新しい可能性を考えることを目的に会議を開催し、2030 年における地域のあり方、考えられる可能性、新しい要素を取り入れていく手法を考えます。

（４）マンションコミュニティの活性化支援

地域で交流しコミュニティに参加するきっかけとなるオンラインイベントや講座の実施、区民による交流の場づくりの支援を行います。

（５）地域と区内活動団体の交流促進

町会、マンション、各種団体・協議会、ＮＰＯ・ボランティア、企業、大学など区内のコミュニティを担う多様な主体が出会い、それぞれの考えや経験を学び合う機会を提供します。